

【報道用資料】

チッソ株式会社  
2011年2月8日

事業譲渡の許可のお知らせ

チッソ株式会社（本社：東京都千代田区、社長：岡田俊一）は、事業再編計画に記載の事業譲渡について、大阪地方裁判所に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（平成21年法律第81号）第10条に基づき、申請を行っていましたが、本日、許可されましたのでお知らせいたします。

当社は、「JNC株式会社」からの配当を受け、事業譲渡後もこれまでどおり水俣病認定患者の方々の補償を続け、また、水俣本部（熊本県水俣市）における患者センターの体制を強化し、その活動を一層充実させるとともに、国や関係県が認定患者の方々の福祉の向上を目的に行う諸施策に積極的に協力してまいります。

さらに、本年中に、水俣製造所において「竹バイオエタノール」「有機ELの製造」等の事業を立ち上げ、地域経済の振興や雇用の確保に対し、これまで以上に尽力してまいります。

以上

本報道に関するお問い合わせ先

チッソ株式会社  
TEL 03-3243-6370  
総務部 部長 堀尾 俊也（ホリオ）  
総務部 次席 三瓶 昭彦（サンペイ）